

令和 2 年 1 月 1 6 日作成

医療・介護関係者の情報共有について
～情報通信機器を用いたカンファレンス等～

1 背景

医療・介護関係者の情報共有が求められる中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療機関と介護施設の連携、例として、退院時共同指導料にかかる退院時のカンファレンス（3者以上：保険医、看護師、ケアマネージャー等）の開催が困難になっています。

令和 2 年度の診療報酬改定では、情報通信機器を用いたカンファレンス等に係る要件の見直しがあり、「原則、対面で実施」が、「必要な場合、ICT活用可」となりました（※1）。介護報酬についても、居宅介護支援に係る退院・退所加算については「利用者又はその家族の同意を得た上で、ICTを活用して病院等の職員と面談した場合、退院・退所加算を算定しても差し支えない。」とQ&Aが発出されました（※2）。

患者・利用者の在宅療養生活を支えるためには、患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われることが必要となります。医療・介護連携の取組の推進のため、退院時において、情報通信機器（Web会議）を用いたカンファレンス等の開催が可能か、各分野の皆さまの御意見をいただき、整理をしたいと考えております。

（※1）引用：令和 2 年度診療報酬改定の概要（厚生労働省保健局医療課）

（※2）引用：居宅介護支援の退院・退所加算に関するQ&A（介護保険最新情報 Vol. 799

令和 2 年 3 月 30 日 厚生労働省老健局 振興課・老人保健課）

2 加算関係

加算の対象の想定は次のとおり。

【診療報酬】	【介護報酬】
<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策加算 ・入退院支援加算 ・退院時共同指導料 1・2・・・900-1500 点 ・退院時共同指導料 2・・・400 点 ・介護支援連携指導料・・・400 点 ・多機関共同指導加算・・・2000 点 ・在宅患者訪問看護・指導料 ・同一建物居住者訪問看護・指導料 ・在宅患者緊急時等カンファレンス料 ・在宅患者訪問褥瘡管理指導料 	<ul style="list-style-type: none"> ・退院・退所加算・・・450-900 単位

※加算項目、算定要件の詳細は別途、御確認ください。

3 想定される課題

(1) 地域の医療・介護の資源の把握（ICTを活用する機関はどこか。通信ソフトは何か。）

(2) カンファレンス等の運用方法（ICTを活用する双方でどのように協議するか。）

(3) ソフトの導入費用（平塚市：ITサービス導入支援補助金等の活用）

※補助額 3/4（上限 100 万円）

(4) その他（オンライン上の個人情報のやり取り等）

以上

（事務担当は平塚市 地域包括ケア推進課 医療介護連携推進担当）

令和2年度診療報酬改定の概要

厚生労働省保険局医療課

- ※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介しますためのものであり、必ずしも最終的な施行内容が反映されていない場合があります。算定要件・施設基準等の詳細については、関連する告示・通知等をご確認ください。
- ※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご注意ください。

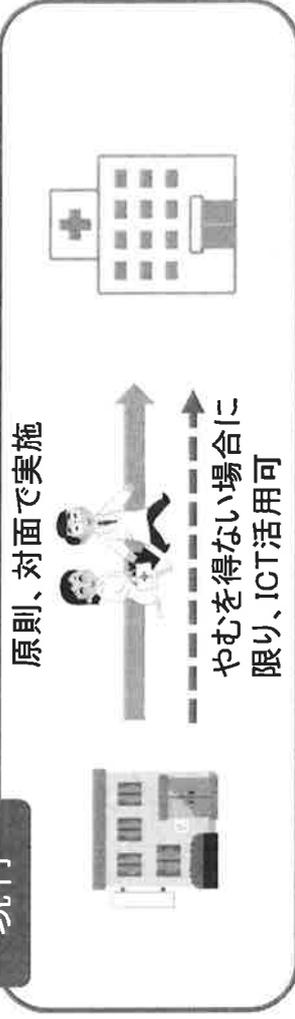
情報通信機器を用いたカンファレンス等の推進

情報通信機器を用いたカンファレンス等に係る要件の見直し

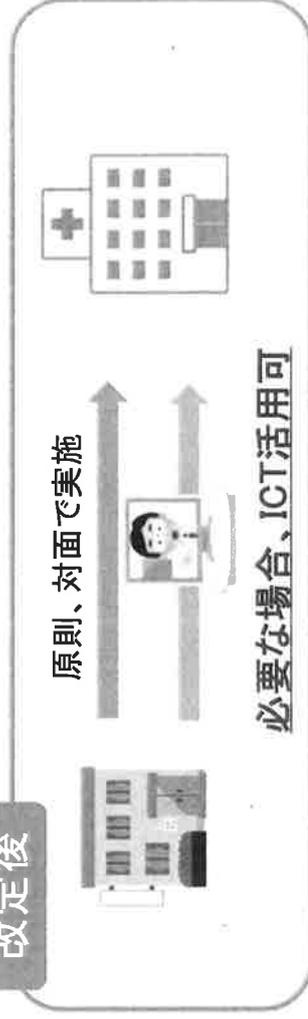


- ▶ 情報通信機器を用いたカンファレンスや共同指導について、日常的に活用しやすいものとなるよう、実施要件を見直す。

現行



改定後



【対象となる項目】

- ・ 感染防止対策加算
- ・ 入院支援加算1
- ・ 退院時共同指導料1・2 注1
- ・ 退院時共同指導料2 注3
- ・ 介護支援等連携指導料
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料 注9
- ・ 同一建物居住者訪問看護・指導料 注4
- ・ 在宅患者緊急時等カンファレンス料
- ・ 在宅患者訪問褥瘡管理指導料

(訪問看護療養費における在宅患者緊急時等カンファレンス加算及び退院時共同指導加算も同様)

居宅介護支援の退院・退所加算に関するQ & A

(令和2年3月30日)

【居宅介護支援】

○ 退院・退所加算について

問 令和2年度診療報酬改定では、効率的な情報共有・連携を促進する観点から、情報通信機器を用いたカンファレンスの実施が進むように要件が見直されるが、利用者又はその家族の同意を得た上で、ICTを活用して病院等の職員と面談した場合、退院・退所加算を算定してよいか。

(答)

- 差し支えない。なお、当該取り扱いは令和2年4月以降に面談を行う場合に適用することとし、カンファレンス以外の方法によるものも含む。

《参考1》指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生告示第20号)

(抄)

・別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表

居宅介護支援費

ホ 退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のヨ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのワの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ 退院・退所加算(Ⅰ)イ 450単位

ロ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ 600単位

ハ 退院・退所加算(Ⅱ)イ 600単位

ニ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ 750単位

ホ 退院・退所加算(Ⅲ) 900単位

《参考2》指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）（抄）

・第3 居宅介護支援費に関する事項

13 退院・退所加算について

（1）総論

病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）への入所をしていた者が退院又は退所（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は対処に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、当該利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない、なお、利用者に関する必要な情報については、別途定めることとする。

（2）、（3）（略）

平塚市内中小事業者必見!!

新しい働き方の
導入に使える

3つの

補助率なんと
3/4~
全額!

補助金

テレワーク用の
パソコンを
購入したい!

自社の
ECサイトを
つくってみたい!

オンラインで
会議できたら
便利なのになあ...

オンライン
授業を
導入したい!

オンラインで
採用面接を
できるように
したい!

今年度のみのお得な補助金のご案内

新たにテレワークを
はじめてみたい...

01 テレワーク導入支援補助金

仕事にITを
取り入れてみたい...

02 ITサービス導入支援補助金

オンラインでの
採用活動を行いたい...

03 人材確保・人材育成支援補助金

01 テレワーク導入支援補助金

テレワークの新規導入または継続活用するための費用へ補助金を支給いたします。

- 補助対象者** | 市内に事業所がある中小事業者かつ
テレワーク導入に係る国の助成金※1の支給決定を受けた事業者
- 対象期間** | 令和2年2月17日から令和3年3月31日
- 申請期限** | 令和3年3月31日まで

テレワーク導入にかかる費用の一部を負担いたします。

補助内容	国の助成金※1に 準ずる補助額	国の助成対象外端末の 費用補助額
	<p style="text-align: center;">1/4 (上限100万円)</p> <p>国の助成金※1と併用する事で 費用のほとんどを補う事ができます。 (活用例参照)</p>	<p style="text-align: center;">3/4 (上限50万円)</p> <p>国の助成金※1において補助対象外である シンクライアント端末以外の テレワーク用通信機器の購入費用を 平塚市が補助いたします。</p>

※次に該当する者は補助対象外となります[市税の滞納のある者・暴力団排除条例に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者・性風俗関連特殊営業を行う者]

国の補助内容※1

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 労働者災害補償保険の適用事業主であること テレワークを新規で導入または継続して活用する事業主であること 	シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象になりません。						
支給対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク用通信機器(PC・スマホ等除く)の導入、運用 就業規則・労使協定等の作成、変更 労務管理者・労働者に対する研修、労働者への周知・啓発 外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング 							
補助内容	成果目標の達成状況により異なる							
	<table border="1"> <tr> <td>達成</td> <td>3/4</td> <td>一人当たりの上限額 / 一企業当たりの上限額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>40万円 / 300万円</td> </tr> </table>	達成	3/4	一人当たりの上限額 / 一企業当たりの上限額			40万円 / 300万円	目標未達成であっても1/2は補助を受けることができます。(詳しくは厚労省のHPをご覧ください。)
達成	3/4	一人当たりの上限額 / 一企業当たりの上限額						
		40万円 / 300万円						
	<table border="1"> <tr> <td>未達成</td> <td>1/2</td> <td>一人当たりの上限額 / 一企業当たりの上限額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20万円 / 200万円</td> </tr> </table>	未達成	1/2	一人当たりの上限額 / 一企業当たりの上限額			20万円 / 200万円	
未達成	1/2	一人当たりの上限額 / 一企業当たりの上限額						
		20万円 / 200万円						

活用例 国の助成金※1と併用し、平塚市から1/4の補助金を受ける.....

〈400万円のテレワーク機器を導入し、対象者が10人の場合〉

国の助成金※1と併用することで
上限以下の場合、

**自己負担ゼロで
導入が可能です**

※成果目標の達成状況により
国からの支給額はかわります。

活用例	国の助成金 300万円(400万円の3/4)	平塚市の補助金 100万円(400万円の1/4)
通常かかる費用	400万円	

※1 厚生労働省働き方改革推進支援助成金[テレワークコース]・[新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース]

02 ITサービス導入支援補助金

対面せずにサービスを提供するための導入費用へ補助金を支給いたします。

補助対象者

市内に事業所がある中小事業者
 ※医療法人、学校法人、社福、一社、NPO、各種組合など
 幅広く対象になります
 ※既に実施済みの取組も対象になります

対象期間

令和2年2月17日から令和3年3月31日

申請期限

令和3年2月28日まで

非対面型ビジネスモデルへの転換に向けて導入したITサービス等の費用の一部を負担いたします。

【補助対象例】



オンライン授業



オンライン診療



オンライン会議・面会システム



ECサイト



労務管理システム



グループウェア

補助内容

補助額

3/4
(上限100万円)

※次に該当する者は補助対象外となります[市税の滞納のある者・暴力団排除条例に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者・性風俗関連特殊営業を行う者]

活用例 ▶ オンライン会議システムを導入したい

〈120万円のオンライン会議システムを導入した場合〉

活用例	自社負担分 30万円(120万円の1/4)	平塚市の補助金 90万円(120万円の3/4)
通常かかる費用	120万円	

120万円かかる場合、
 かった費用の3/4

90万円を

平塚市が
 負担いたします。

03 人材確保・人材育成支援補助金

採用活動やセミナー参加などの人材確保・育成にかかる費用へ補助金を支給いたします。

補助対象者 市内に事業所がある中小事業者
 ※医療法人、学校法人、社福、一社、NPO、各種組合など
 幅広く対象になります
 ※既に実施済みの取組も対象になります

対象期間 令和2年2月17日から令和3年3月31日

申請期限 令和3年2月28日まで

非対面型ビジネスモデルへの転換に向けた次の取り組みにかかる費用の一部を負担いたします。

補助内容

人材確保に係るオンラインサービス

- ・オンライン合同説明会への参加料
 - ・採用面接に係るオンラインサービス利用料 など
- ※求人サイトへの登録料・掲載料も補助対象となる場合があります。

人材育成に係るオンラインサービス

- ・オンラインセミナーへの参加料
- ・人材育成に係るオンライン研修等の開催費用 など

補助額 $\frac{3}{4}$
 (上限50万円)

※次に該当する者は補助対象外となります [市税の滞納のある者・暴力団排除条例に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者・性風俗関連特殊営業を行う者]

活用例 採用活動にむけて面接をオンライン化したい.....

(60万円のオンライン面接ツールを導入した場合)

活用例	自社負担分 15万円 (60万円の1/4)	平塚市の補助金 45万円 (60万円の3/4)
通常かかる費用	60万円	

60万円かかる場合、
 かかった費用の3/4
45万円を
 平塚市が
 負担いたします。

各種詳細は
 QRコードより
 HPをご覧ください

テレワーク導入支援
 補助金



ITサービス導入支援
 補助金



人材確保・人材育成
 支援補助金

